

| 修正計画 | 現行計画 |
|--|--|
| <p>資料編</p> <p>－ 目 次 －</p> <p>【資料1】松田町防災会議条例</p> <p>【資料2】松田町防災会議運営要綱</p> <p>【資料3】消防力の現況</p> <p>【資料4】消防水利</p> <p>【資料5】街頭消火器</p> <p>【資料6】燃料（ガソリン、軽油、灯油、プロパン）調達先</p> <p>【資料7】履物、寝具、衣類調達先</p> <p>【資料8】食糧品（米、小麦粉、味噌、醤油、塩）調達先</p> <p>【資料9】日用品調達先</p> <p>【資料10】地震時に揺れやすい区域</p> <p>【資料11】水害予防のための地盤高線図</p> <p>【資料12】自主防災組織機能発揮連絡図</p> <p>【資料13】松田町災害対策本部条例</p> <p>【資料14】土砂災害ハザードマップ（資料編）</p> <p>【資料15】土砂災害ハザードマップ（松田地区）</p> <p>【資料16】土砂災害ハザードマップ（寄地区）</p> <p>【資料17】洪水ハザードマップ</p> <p>【資料18】情報発表用紙</p> <p>【資料19】注意報の発表様式</p> <p>【様式20】台風情報発表様式</p> <p>【資料21】警報信号</p> <p>【資料22】被害状況報告</p> <p>【資料23】被害の程度</p> <p>【資料24】被害状況調書</p> <p>【資料25】松田町防災行政無線設置及び配備表</p> <p>【資料26】松田町消防力現勢表</p> <p>【資料27】水防隊編成図</p> <p>【資料28】主要材料販売業者</p> <p>【資料29】町内医薬品取扱業者</p> <p>【資料30】町内医療機関</p> <p>【資料31】感染症指定医療機関</p> <p>【資料32】町内建設・建築業者</p> <p>【資料33】緊急通行車両確認申出書</p> <p>【資料34】緊急輸送車両確認申出書</p> | <p>資料編</p> <p>－ 目 次 －</p> <p>【資料1】松田町防災会議条例</p> <p>【資料2】松田町防災会議運営要綱</p> <p>【資料3】消防力の現況</p> <p>【資料4】消防水利等</p> <p>【資料6】燃料（ガソリン、軽油、灯油、プロパン）調達先</p> <p>【資料7】履物、寝具、衣類調達先</p> <p>【資料8】食糧品（米、小麦粉、味噌、醤油、塩）調達先</p> <p>【資料9】日用品調達先 5</p> <p>【資料10】地震時に揺れやすい区域</p> <p>【資料11】水害予防のための地盤高線図</p> <p>【資料12】自主防災組織機能発揮連絡図</p> <p>【資料13】松田町災害対策本部条例</p> <p>【資料14】土砂災害ハザードマップ資料編</p> <p>【資料15】土砂災害ハザードマップ（松田地区）</p> <p>【資料16】土砂災害ハザードマップ（寄地区）</p> <p>【資料17】洪水ハザードマップ</p> <p>【資料18】情報発表用紙</p> <p>【資料19】注意報の発表様式</p> <p>【様式20】台風情報発表様式</p> <p>【資料21】警報信号</p> <p>【資料22】被害状況報告</p> <p>【資料23】被害の程度</p> <p>【資料24】被害状況調書</p> <p>【資料25】松田町防災行政無線設置及び配備表</p> <p>【資料26】松田町消防力現勢表5</p> <p>【資料27】水防隊編成図</p> <p>【資料28】足柄上地区の理・美容に関する災害時支援協定</p> <p>【資料29】松田山ハーブガーデン内農林漁業体験実習館（ハーブ館）屋上に設置された松田山ライブカメラからの映像の使用に関する協定書</p> <p>【資料30】災害時における一時避難場所に関する協定書 30</p> <p>【資料31】主要材料販売業者</p> <p>【資料32】町内医薬品取扱業者</p> <p>【資料33】町内医療機関</p> <p>【資料34】感染症指定医療機関</p> <p>【資料35】町内建設・建築業者</p> <p>【資料36】緊急通行車両・緊急輸送車両事前届出書</p> <p>【資料37】緊急通行車両事前届出済書</p> |

| 修正計画 | 現行計画 |
|--|---|
| <p>【資料35】自衛隊の災害派遣要請の要求について（要請） 【資料36】松田町の被害状況について（通知） 【資料37】自衛隊災害派遣に係る活動記録 【資料38】自衛隊の災害派遣の撤収について（要請） 【資料39】関係警察機関一覧表 【資料40】消防団編成図 【資料41】水防標識 【資料42】水防腕章 【資料43】水防信号</p> <p>【資料44】建造物の耐震診断基準（参考） 【資料45】松田町地震災害警戒本部条例 【資料46】土砂災害警戒区域（がけ崩れ）等一覧 【資料47】土砂災害警戒区域（土石流）等一覧 <u>【資料48】ペット避難ガイドライン 新規</u></p> <p><u>【主な協定一覧】</u> <u>【消防1】秦野市と松田町消防相互応援に関する協定書</u> <u>【消防2】南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町消防相互応援協定書</u> <u>【応援1】災害時における相互応援に関する協定書（松田町と光町）</u> <u>【応援2】災害時における相互応援に関する協定書（秦野市、中井町、大井町及び松田町）</u> <u>【応援3】災害時における相互援助に関する協定書（県西地域広域市町村圏を構成する市町）</u> <u>【場所】災害時における福祉避難所に関する協定書（宝珠会）</u> <u>【燃料】災害時における燃料補給に関する協定書（BCP）新規</u> <u>【廃棄】災害時における災害廃棄物に関する協定書（神奈川県産業資源循環協会）新規</u></p> | <p>【資料40】自衛隊の災害派遣要請の要求について（要請） 【資料41】松田町の被害状況について（通知） 【資料42】自衛隊災害派遣に係る活動記録 【資料43】自衛隊の災害派遣の撤収について（要請） 【資料44】関係警察機関一覧表 【資料45】消防団編成図 【資料47】水防標識 【資料49】水防腕章 【資料50】水防信号 【協定3-24-1】秦野市と松田町消防相互応援に関する協定1 【協定3-24-2】南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町消防相互応援協定書 【協定3-24-3】災害時における相互応援に関する協定書（松田町と光町） 【協定3-24-4】災害時における相互応援に関する協定書（秦野市、中井町、大井町及び松田町） 【協定3-24-5】災害時における相互援助に関する協定書（県西地域広域市町村圏を構成する市町） 【資料52】建造物の耐震診断基準（参考） 【資料53】松田町地震災害警戒本部条例 【資料54】土砂災害警戒区域（がけ崩れ）等一覧 【資料56】土砂災害警戒区域（土石流）等一覧</p> |

| 修正計画 | 現行計画 |
|---|------|
| <p>【資料48】</p> <p>ペット避難ガイドライン（災害に備えてペットの飼い主さんがすべきこと。） 新規</p> <p>災害時、ペットを守ることができるのは飼い主だけです。 まずは、ご自身の安全を確保し、ペットとご自身を守る行動をとってください。</p> <p>1 災害発生時にはペットと共に避難（同行避難） 「同行避難」とは「災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで避難すること。」と環境省ガイドラインで示されており、避難所で人とペットが同一の空間で居住できることを意味するものではありません。自宅での安全が確保されていれば、在宅避難も選択肢の一つです。 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/l_law/disaster.html 環境省HP「ペットの災害対策」</p> <p>2 災害時のペットとの避難生活は、自助・共助が基本 災害時人命が最優先される中、ペットを守れるのは飼い主だけです。また、ご近所の方、他の飼い主さんなどと協力してペットを守ることも大事です。 「自助」自分とペットの身は自分で守ること 「共助」近隣住民や飼い主さん同士の助け合い、広域の助け合い、他の組織を交えた助け合い</p> <p>3 日頃からマナーを守ってペット飼育 飼い主は災害時を想定して、日ごろからペットを適切に飼育しておくことが重要です。自宅で飼育する際のマナー（鳴き声、匂い、自宅敷地外への猫の放し飼いなど）や、散歩時のマナー（糞尿の始末など）を日頃から守ることが、避難所での「共助」や、避難生活をスムーズに行う際に役立ちます。</p> <p>4 住まいや飼っている場所の防災対策 災害発生時に、まず身を守るため、住まいや飼育場所の安全を前もって確保しましょう。 ①家具やケージの固定、転倒防止、落下防止などを行う。 ②ケージなどペットの避難場所（隠れ場所）を確保しておく。 ③屋外飼育の場合、外堀やガラス窓の近くを避けるなど、安全な場所を飼育場所とする。 ④家の耐震化を行う。（特に多頭飼育、エキゾチックアニマルを飼育している場合） ⑤日常のしつけや健康管理 ⑥飼い主がペットを制御できないまま飼育していたり、管理しきれない数のペットを飼育していたり、屋外に放し飼いにしていたりすると、災害時にペットを守ることができません。避難場所へ一緒に避難することも難しいでしょう。また、避難所などでは、必ずしも飼い主とペットと一緒に過ごせるわけではありません。災害時、自宅はもちろん、自宅以外の避難場所で生活することも想定して、日頃からその備えをしておく必要があります。</p> <p>5 日頃の健康管理 ①毎年1回の狂犬病予防注射（義務）及び定期的なワクチン接種 ②寄生虫の予防（犬フィラリア、ノミ・ダニなど） ③不妊（避妊去勢手術）措置</p> | |

| 修正計画 | 現行計画 |
|---|------|
| <p>6 避難所で生活できるようにすること</p> <p>①人や他の動物、音、物を怖がらず、他の人や動物といても落ち着いていられるよう慣らす。</p> <p>②ケージやキャリー、段ボールの中に入ることを嫌がらないよう慣らす。</p> <p>③体のどこでも触れるようにしておく。</p> <p>④シャンプーやトリミングなどで体を清潔にしておく。</p> <p>⑤犬の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼んだらすぐに来るようにしておく（呼び戻し）。 ・むやみに吠えないようしつける。 ・決められたところで排泄できるようにする。できれば室内で、できるように。 ・災害時、外の地面はがれきや古釘等があり怪我をする恐れがあるので注意しましょう。 <p>⑥猫の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内で飼育する。 ・ペットのための避難用品を準備しておく。 ・キャリーや首輪、トイレ用品など、持ち出すものは普段から使用しているものにしましょう。 <p>7 必要な準備など</p> <p>①ペットの療養食や常備薬（必要な場合）</p> <p>②ペットの食事と水（1週間分以上）・容器</p> <p>③予備の首輪やリードを準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伸びるリードは制御しにくいいため、通常のを。ハーネスは後ずさりでは抜けられないものを準備。 <p>④他に必要な物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の連絡先、ペットの情報、飼い主とペットと一緒に写った写真（最近のもの） ・クレート（必須）、キャリー、ペットのトイレ用品（ペットシートや猫の砂等） ・ガムテープ（ケージの補修など色々な使い方ができます。） ・洗濯ネット（猫の場合）やバスタオル（小型犬の場合） ・所有者明示※災害時、普段は大人しいペットでも、驚いて家を飛び出す、リードを引きちぎって逃げ出してしまうことがあります。保護されたとき、飼い主さんがすぐに分かるよう、普段から所有者明示をしておきましょう。 <p>⑤犬は、首輪に犬鑑札、狂犬病予防注射済票、迷子札を装着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録・注射・マイクロチップを挿入（所有者情報を最新のものにしておく） <p>⑥猫は、首輪に迷子札を装着、マイクロチップを挿入（所有者情報を最新のものにしておく）</p> <p>8 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難方法などのマイタイムラインを作成しましょう。 ・近くの学校や公園などが避難所や場所に指定されていますので、避難が必要になった時、ペットとどこにどのように避難するか、予め確認して決めておきましょう。通常、避難は徒歩で行いますので避難先までの道は、複数考えておきましょう。また、ペット連れは、車両による避難も有効な手段です。 ・災害でペットが負傷した場合のために、近隣の動物病院を調べておきましょう。 ・災害時にペットを一時的に預かってもらえる友人・親戚も普段から相談しておきましょう。 | |

【場所】

災害時における福祉避難所としての施設利用等に関する協定書

松田町（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 宝珠会（以下「乙」という。）は、松田町内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、松田町地域防災計画に基づく福祉避難所（二次的な避難施設）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設を、被災した災害時要支援者を対象とした福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、要援護高齢者で、介護保険施設、医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所利用対象者）

第3条 乙の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、松田町内で発生した災害により被災した、要介護高齢者を中心とした災害時要支援者及びその家族、または介護者並びに甲の避難所での生活に支障があると認められるものとする。ただし、その家族または介護者は原則1名とするが、災害時要支援者及びその家族の状況により複数人でも受入れるものとする。

（福祉避難所として利用できる施設）

第4条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、松田町内の乙が運営する施設とする。

（福祉避難所の開設依頼）

第5条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所の開設を依頼するものとする。

2 甲は、前項の規定により福祉避難所の開設を依頼する際は、事前に、乙に対してその旨を福祉避難所開設依頼通知書（第1号様式）又は口頭で通知するものとする。

（福祉避難所の開設及び受け入れ）

第6条 乙は、甲から前条の規定による依頼を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を開設した場合は、速やかに情報連絡員等を福祉避難所に配置するものとする。

（対象者の移送）

| 修正計画 | 現行計画 |
|---|------|
| <p>第7条 福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該利用対象者の家族等の介護者又は支援者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。</p> <p>2 甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができるものとする。</p> <p>（福祉避難所の管理運営等）</p> <p>第8条 災害時の福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。</p> <p>2 甲は、乙に対して必要な情報を迅速に提供しよう努める。</p> <p>3 甲は、日常生活品、食料及び医薬品、医療材料等、福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。</p> <p>4 前項の要請があったときは、乙は協力しよう努めるものとする。</p> <p>5 乙は、福祉避難所利用対象者の適切な援護のため、必要に応じて支援員の確保に努めるものとする。</p> <p>（費用負担）</p> <p>第9条 福祉避難所の管理運営に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る費用については、法令その他別に定めがあるものを除くほか、甲乙協議の上、適切な方法により算出した金額を甲が負担するものとする。</p> <p>（受け入れ可能人員等）</p> <p>第10条 甲及び乙は、本協定の締結後、受け入れ可能人員、必要物品等についてあらかじめ協議するものとする。</p> <p>（開設期間）</p> <p>第11条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は甲乙で協議するものとし、甲は当該協議に基づき、福祉避難所使用許可期限延長申請書（第2号様式）により、乙に期間の延長を申請するものとする。</p> <p>（福祉避難所の閉鎖）</p> <p>第12条 甲は、災害対応等が収束した場合は、速やかに福祉避難所を閉鎖する。</p> <p>2 甲は、前項に基づき福祉避難所を閉鎖する際は、乙に対し福祉避難所閉鎖届（第3号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けるものとする。</p> <p>（訓練への参加）</p> <p>第13条 乙は、甲の実施する防災訓練への参加依頼があった場合は、協力しよう努めるものとする。</p> | |

(支援員の派遣)

第14条 甲は、避難所で災害時要支援者の適切な援護の必要があるときは、乙に資格のある介護員等の支援員の派遣を依頼し、その場合、乙は、業務に支障のない範囲内で協力するものとする。

(協議)

第15条 この協定の実施について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(期間)

第16条 この協定は、協定締結の日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年3月21日

甲 松田町松田惣領2037番地
松田町長 本山博幸



乙 松田町寄3090番地1
社会福祉法人 宝珠会
理事長 内藤和か子



【燃料】**災害時における燃料等の供給に関する協定書**

(趣旨)

第1条 松田町(以下「甲」という。)と日本BCP株式会社(以下「乙」という。)は、松田町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における燃料等の供給について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第2条 本協定は、甲乙の協力により、災害時における応急復旧作業等で必要とされる燃料等の供給について、業務の適正かつ円滑な遂行を図るため、必要な事項を定める。

(協力の内容)

第3条 乙は、甲から以下に掲げる燃料等の供給について協力を要請された場合は、商業的合理的な範囲でこれに応じる。なお、輸送は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

- (1) A重油
- (2) 軽油
- (3) ガソリン
- (4) 灯油
- (5) 飲料水
- (6) その他甲が指定する物資

(協力の要請)

第4条 前条の規定による甲の要請は、次の各号に掲げる事項について電話等により要請した後、速やかに協力要請書(様式第1号)を乙に提出するものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 要請するものの種類及び数量
- (3) 搬入日、搬入場所
- (4) 輸送方法
- (5) その他必要な事項

(車両の通行)

第5条 甲は、乙が燃料等を運搬及び供給する際には、車両の緊急通行車両等確認標章の発行又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援する。

(報告)

第6条 乙は、供給協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告した後、速やかに乙は甲に協力結果報告書(様式第2号)を提出するものとする。

- (1) 種類及び数量
- (2) 搬入日、搬入場所
- (3) 輸送方法
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第7条 乙が供給協力の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

(費用の請求及び価格の決定)

第8条 乙は、第5条の規定による協力結果報告書の提出後、甲の認定を受けて協力を要した経費を甲に請求するものとする。

| 修正計画 | 現行計画 |
|---|------|
| <p>2 甲が負担する経費の価格は、災害発生時（提供時）の一般的な販売価格（一般的な販売価格が不明確な場合には、乙が災害発生時（提供時）に第三者に対して提供している価格の平均値とする。）を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第9条 供給協力について損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。</p> <p>（支援体制の整備）</p> <p>第10条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ会社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。</p> <p>（連絡体制及び情報交換）</p> <p>第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ本協定に関する連絡窓口を定めるとともに、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。</p> <p>（情報管理）</p> <p>第12条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た情報の管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、また第三者に公表し漏らしてはならない。</p> <p>（防災活動への協力）</p> <p>第13条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。</p> <p>（1）甲が実施する防災啓発事業への協力</p> <p>（2）甲が実施する防災訓練への参加協力</p> <p>（3）その他、甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練</p> <p>（協議）</p> <p>第14条 本協定について定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。</p> <p>（協定書の有効期間）</p> <p>第15条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年 月 日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1カ月前までに相手方に対し、書面による協定終了の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。</p> <p>附 則</p> <p>この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。</p> <p>令和5年7月6日</p> <p>甲 松田町松田惣領2037 松田町長_____</p> <p>乙 東京都千代田区神田東松下町48 ism 神田2階 日本BCP株式会社 代表取締役_____</p> | |

| 修正計画 | 現行計画 |
|---|------|
| <p>【廃棄】</p> <p>地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地震等の大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分に関し、松田町（以下「甲」という。）が公益社団法人神奈川県産業資源循環協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害によって発生する廃棄物、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物及びし尿をいい、詳細については別表に示す。</p> <p>(協力要請)</p> <p>第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、第5条の手続きにより、乙に協力を要請する。</p> <p>(1) 災害廃棄物の撤去</p> <p>(2) 災害廃棄物の収集・運搬</p> <p>(3) 災害廃棄物の処理・処分</p> <p>(4) 前各号に伴う必要な事項</p> <p>2 乙は、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得られるように、自らが所管する地域の被災状況等必要な情報を乙に提供する。</p> <p>2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。</p> <p>(協力要請の手続き)</p> <p>第5条 甲は、乙への協力要請に当たっては、次に掲げる事項を記載した文書をもって、神奈川県（以下「県」という。）を通じて行う。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。</p> <p>(1) 要請内容</p> <p>(2) その他必要な事項</p> <p>2 甲は、災害により県が組織として機能しない等、県を通じて協力要請を行い難しい場合は、前項各号に掲げる事項を文書をもって乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。</p> <p>3 甲は、前項の要請を行ったときは、県の組織の機能の回復後に速やかに県に報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、県の組織の機能の回復後に速やかに県に報告する。</p> <p>(災害廃棄物処理等の実施)</p> <p>第6条 甲は、第4条第2項の規定による乙からの報告を受け、災害廃棄物の処理等を行う乙の会員（以下「乙会員」という。）を甲が定める規則等に基づき決定する。</p> <p>2 乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施する。</p> <p>3 甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。</p> <p>4 乙会員は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。</p> <p>(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。</p> <p>(報告)</p> <p>第7条 乙会員は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。</p> <p>(1) 実施内容</p> | |

| 修正計画 | 現行計画 |
|---|------|
| <p>(2) その他必要な事項</p> <p>(費用負担)</p> <p>第8条 乙会員が第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要する費用は、甲が負担し、その価格は甲と乙会員が協議のうえ決定する。</p> <p>(災害補償)</p> <p>第9条 第3条の要請に基づき乙会員が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、傷害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の関係法令等による。</p> <p>(契約書の締結)</p> <p>第10条 第3条の要請に基づき乙会員が災害廃棄物の処理等を実施するときは、甲と乙会員とは、第8条に規定する費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には第9条の災害補償の条項を盛り込むこととする。</p> <p>(平時における協力体制)</p> <p>第11条 甲が必要と認めた場合は、乙に随時この協定に係る協会員の状況等の情報提供を求めることができる。</p> <p>2 甲又は乙が防災訓練等の必要を認めた場合には、相互協力に努める。</p> <p>(連絡窓口)</p> <p>第12条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては松田町環境上下水道課、乙においては公益社団法人神奈川県産業資源循環協会事務局とする。</p> <p>(協議)</p> <p>第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第14条 この協定の有効期間は、令和4年7月27日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。以降も同様とする。</p> <p>附則</p> <p>この協定は令和4年7月27日から適用する。</p> <p>この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。</p> <p>令和4年7月27日</p> <p>甲 松田町松田惣領2037 松田町長</p> <p>乙 横浜市中区山下町1番地 公益社団法人神奈川県産業資源循環協会 会長</p> | |